

# 「若者がつくる星取県ネットワーク」登録・実施要領

## 1 目的

鳥取県では平成30年4月に鳥取県星空保全条例（平成29年鳥取県条例第47号）を施行し、また「星取県」を標榜して、県内の美しい星空の保全や活用、県内外への情報発信等の取組を推進しているところである。

その取組の一環として、星空や宇宙の知識や魅力の普及、「星取県」の情報発信等に意欲のある、県内に在住の若者によるネットワークを形成し、相互の情報交換や交流等を通じて星取県の更なる活力向上や人材育成等を図る。

## 2 ネットワークへの登録要件

次の各号に該当する、高校生以上40歳以下の者2名以上で構成する県内のグループやサークル又は団体（以下「グループ等」という。）とする。なお、グループ等の顧問や指導者は年齢にかかわらず構成員に加わることができる。

- (1) 1の目的に賛同し、天文や星空、宇宙科学等について関心を持ち、その発信や県民への普及等に意欲があること。
- (2) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定される暴力団員等でないこと。
- (3) 本ネットワークへの参画を特定の政治、思想、宗教等の活動を目的に利用すること又はその恐れがないと認められること。
- (4) 本ネットワークへの参画内容が、法令及び公序良俗に反すること又はその恐れがないと認められること。

## 3 ネットワークの取組内容

- (1) 星取県の星空や宇宙の魅力・知識を普及させる活動に努めるとともに、取組内容の提案を行いながら他のネットワークメンバーとの連携に努める。
- (2) 自らの活動内容等の情報発信に努める。
- (3) 県又は民間等の星取県推進の取組に積極的に参加するよう努める。

## 4 事務局

本ネットワークは、事務局を鳥取県生活環境部環境立県推進課に置く。

## 5 登録方法

- (1) ネットワーク登録の申込みは様式1によることとし、事務局へ郵送、電子メール又は持参により提出する。なお、高校生が構成員となるグループ等が申込み場合は学校単位で行うものとし、代表者は校長又は担当教諭とするものとする。
- (2) 事務局は、申込みの内容を確認し、必要に応じて申込者への聞き取りを行い、審査の上適当と認められる場合にはネットワークメンバーとして登録する。
- (3) 申込みに記載した内容に変更が生じた場合又は登録を抹消する場合は、様式2を事務局へ提出するものとし、事務局は登録情報の修正又は抹消を行うものとする。
- (4) (2)、(3)による申込みがあった場合は、事務局は様式3によりその結果を通知する。
- (5) 事務局は、ネットワークメンバーが要件を満たさない場合や、信用失墜行為を行うなど適当でないと判断した場合は、登録を抹消することができる。

## 6 事務局の役割

- (1) 電子メールやホームページ等により、鳥取県に関する各種情報を各ネットワークメンバーへ提供する。
- (2) ネットワークメンバーが情報・意見交換等を行える場を適宜設定・提供する。
- (3) ネットワークメンバーが行う活動について、別に定めるところにより補助することができる。

## 7 個人情報の取り扱い

事務局が入手したネットワークメンバーの個人情報については、鳥取県個人情報保護条例（平成 11 年鳥取県条例第 3 号）に基づき適切に管理する。また、本事業の推進に伴いネットワークメンバーが入手した個人情報については、各者が適切な管理を行うものとする。

## 8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は生活環境部長が別に定める。

## 附則

この要領は、令和元年 7 月 5 日から施行する。